

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【会社名】	nmsホールディングス株式会社
【英訳名】	nms Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 樋口 晋平
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長CEO樋口晋平は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的影響の重要性がない連結子会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、H S事業（ヒューマンソリューション事業：人材ビジネス事業）、E M S事業（エレクトロニクスマニュファクチャリングサービス事業）、P S事業（パワーサプライ事業：カスタム電源事業）と3つのセグメントで事業を展開する当グループにおいて、評価指標としては、当グループ全体に占める割合を把握しやすい売上高を用い、前事業年度末時点で策定した当事業年度の事業計画及び前事業年度の実績を踏まえ、連結売上高の累計の概ね3分の2に達する8事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金に加えて、人材サービスを事業の根幹とするH S事業では原価給与、モノづくりが根幹であるE M S事業及びP S事業では棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスについて検討した結果、純粋持株会社である当社における関係会社株式の評価と当グループ各社における固定資産評価を重要性の大きい業務プロセスとして識別し、評価対象にしております。

なお、前事業年度末において「開示すべき重要な不備」が認められた点を踏まえて、当社の「製品補償損失引当金計上のプロセス」については是正状況を検証すべく、追加して評価対象に含めております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告の適正性に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当社連結子会社であるパワーサプライテクノロジー株式会社（以下、「PST」といいます。）において、過去に製造・販売した製品の不具合への対応に係る費用負担について、過年度において必要な会計処理が行われていなかった事案に関し、事実関係の調査、類似事案の有無の確認、連結財務諸表等への影響の検証、原因分析及び再発防止策の検討等を行うため、2026年1月23日付けで外部の弁護士・公認会計士で構成される特別調査委員会を設置いたしました。その後、2026年3月13日に特別調査委員会の調査報告書を受領し、その調査結果及びこれを踏まえた追加的な検討の結果、当社連結子会社における当該損失に関し、過年度において引当金等を計上すべき事項が認められました。判明した事実に基づき、2026年4月28日に、前々事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）及び前事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の内部統制報告書の訂正報告書において、下記「4 付記事項」に記載の不備が財務報告に重大な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当するものとして報告をしました。

下記（1）の内部統制上の不備の是正については当該事業年度末日までに完了しましたが、（2）及び（3）につきましては十分な期間を確保することができなかったため、完了することができませんでした。

なお、当該開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は財務諸表に反映しております。

4【付記事項】

前事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の内部統制報告書の訂正報告書に記載したとおり、前事業年度末日において開示すべき重要な不備を識別しておりました。

（1）全社統制（統制環境）の不備

当社元本部長は会計・決算業務を執り行う経理財務部門を管掌していることから、元本部長に本件事案に関する権限及び情報が集中する状況のもと、本来期待される経理財務部門の機能が発揮されませんでした。また、監査法人への説明や内容の決定についても元本部長は関与する立場でありながら、本件事案に関し引当金計上の判断に影響を与え得る情報については監査法人に伝達せず、下記（2）のとおり取締役会にも上程しませんでした。これらの行為については財務報告に関するコンプライアンス意識が不足していたものと認識しております。

その結果、会計処理方針については、組織的な牽制や多角的な検討が及ばず、適切に処理されませんでした。

（2）全社統制（情報と伝達）の不備

元本部長は職責上関与する立場にありながら、本件事案に関する事項を取締役会に上程しませんでした。加えて、当社取締役を兼務するPST取締役もその職責により本件事案について上程すべき立場にありましたが、元本部長からの強い意向等により上程しませんでした。特に2023年11月にPSTが部品の調達先との間で費用負担の総額を確定させる合意書を締結した時点、及び2024年7月に販売先との間でPSTの負担割合を50%とする最終合意をした時点においては、いずれもPSTの負担額が具体化・確定した重要な局面であり、当社規程に照らして取締役会へ上程が必要であったものと認識しております。取締役会への適時上程をしなかったことにより、取締役会による監督、監視及び検証を行う機会がありませんでした。監査法人への情報伝達につきましても上記（1）に記載のとおりです。

その後も各所への本件事案に関する情報伝達はされず、適切な会計処理、財務報告がされないままとなりました。

（3）決算・財務報告プロセスにおける不備

本件事案に関する製品補償損失引当金計上のプロセスに不備があったものと認識しております。当該引当金計上の議論が適時・適切に行われなかったのは、通常の製品保証とは異なる特殊性や、特定の役員への権限及び情報の集中が起因するものですが、それに加えて製品補償損失引当金計上に直接携わる経理財務部門の本件事案に関する情報収集、検討の体制・姿勢にも問題があったものと認識しております。

その結果、経理財務部門において、会計処理について適時・適切な判断に至らず、経営者に対する牽制も十分に機能しなかったものと認識しております。

上記の内部統制の不備について、当事業年度に実施した措置及び開示すべき重要な不備の是正状況は以下のとおりです。

当事業年度末日までに実施した是正措置及び開示すべき重要な不備の是正状況

(1) 会計処理に関する権限集中(統制環境の不備に対応)

当社は、特定の者への権限及び情報の集中を防止し、重要な経営判断に対する牽制機能を強化するため、以下の是正措置を実施しました。

- ・ 2025年12月より、当社代表取締役社長以下の幹部を構成員とする経営会議を復活し、原則月1回開催しております。同会議において会計処理を含む重要な経営判断事項を協議し、その概要を定時取締役会に報告する運用としております。
- ・ 2026年3月24日に当グループ役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、財務報告に係るコンプライアンス意識の向上を図りました。

これらの是正措置については、内部監査部門において不備の発生原因への対応状況を確認するとともに、新たに整備・運用した内部統制に対する評価手続を実施した結果、不備は認識されませんでした。

以上により、(1)の不備については、当事業年度末日までに是正されたものと判断しております。

(2) 取締役会に対する情報伝達の適正化(情報と伝達の不備に対応)

当社は、主要子会社及びその傘下にある関係会社における重要情報の把握及び取締役会への適時・適切な報告体制を強化するため、以下の是正措置を実施しました。

- ・ 2026年2月に主要子会社の取締役として当社取締役及びコーポレート本部長の計2名を、監査役として当社経理・財務部長及び内部監査室長の計2名を配置し、主要子会社及びその傘下にある関係会社の重要事項について、子会社取締役会及び当社取締役会への付議・報告の要否を多面的に確認する体制を整備しました。

(3) 経理財務部門における情報収集体制及び会計処理機能の強化(決算・財務報告プロセスの不備に対応)

当社は、経理財務部門による情報収集機能及び重要な会計判断に係る検討体制を強化するため、以下の是正措置を実施しました。

- ・ 経理財務部門において継続的な採用活動を実施するとともに、2025年度より開示資料作成支援業務のアウトソーシングサービスの利用を開始し、専門性の強化を図りました。
- ・ グループ横断の内部通報窓口に加え、2025年4月18日に外部通報窓口を設置し、重要情報を把握するための体制強化を図りました。

(2)及び(3)の不備につきましては、当事業年度末日までに以上のような是正措置を実施しましたが、不備の是正に必要な全ての措置の完了には至りませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、特別調査委員会の調査報告書における提言も踏まえ、以下の再発防止策を継続して推進しております。今後もこれらの施策に着実かつ速やかに取り組み、適正な内部統制の整備及び運用の確保に努めてまいります。

<対応中の再発防止策>

(2) 取締役会に対する情報伝達の適正化(情報と伝達の不備に対応)

- ・ 子会社における取締役会付議・報告基準の見直し
- ・ 子会社から当社取締役会への報告のあり方の見直し

(3) 経理財務部門における情報収集体制及び会計処理機能の強化(決算・財務報告プロセスの不備に対応)

- ・ 主要子会社の経営会議等の内容を経理財務部門が定期的に確認
- ・ 経理財務部門担当者と主要子会社の経理担当者による定期連絡会を開催
- ・ 重要な会計判断を協議・検討する会計論点検討会(仮称)を開催

5【特記事項】

該当事項はありません。